

ホームレスワールドカップ日本代表 出場資格

NPO法人ダイバーシティサッカー協会

1. はじめに

Homeless World Cup Foundation (HWCF) は、「homelessの存在しない世界」の実現を目指し、「homeless状態」を経験した人たちが人生で一度だけ参加できるサッカーの世界大会「ホームレスワールドカップ (HWC)」を毎年開催しています。HWCFはhomelessの意味を国際的に一律に定めることが不可能であることを認めており、その定義は各国の法律もしくは代表チーム派遣の権限をHWCFから委嘱されたナショナル・パートナーに委ねられています。

日本において「ホームレス」は、一般にも法律上でも「路上生活者」を指すこととされてきました。近年いわゆる「路上生活者」の数は減少傾向にあるものの、生活困窮に陥る人は依然として多く、公的な支援に繋がらないままにネットカフェを転々とするなど、安定した住居のない状態で暮らす形態が多様化し、かつ不可視化されていると言われています。

実際、諸外国においては「住所が定まらない状態」をhomelessと定義する 경우가少なくありません。一時的なシェルターやユースホステルに暮らす人たちや、祖国を離れて難民として暮らす人たちが、homeless経験者として各国の代表チームに名を連ねています。

そこで日本のナショナル・パートナーであるダイバーシティサッカー協会は、単に「住むところがある」ことにとどまらず、安心と安全が持続的に保証された状態での生活をすべての人が享受できることを目指し、HWC日本代表の選手選考参加資格における「homeless状態」の定義を、次のように定めることとします。

2. Homeless状態とは

Homeless状態とは、**不安定居住**を指す。

具体的には、以下のような状態を含むものとする。

- ・路上や公園など屋外で生活している。
- ・行政が提供する一時的な宿泊施設で生活している。
- ・カプセルホテル・ドヤなど、民間が経営する安価な宿泊施設で生活している。
- ・ネットカフェ・漫画喫茶・サウナなど、24時間営業の商業施設で寝泊まりをしている。
- ・友人宅・知人宅で寝泊まりをしている。
- ・生活困窮者支援や若者支援を行う非営利団体が提供する住居で生活している。
- ・依存症からの回復施設で生活している。

3. 選手選考参加資格 (HWCFの定める参加資格に上の定義を適用)

Homeless World Cup日本代表選手は、以下3つの条件を満たさなければならない。

(1) 16歳以上である。

(2) ホームレスワールドカップに未出場である。

(3) 以下の4条件のいずれかを満たす。

- ・上記「homeless状態」のいずれかを大会前1年以内に経験した。
- ・ビッグイシュー誌の販売を主たる収入源としている。
- ・難民申請中または過去に難民申請し現在は在留資格がある。
- ・依存症のリハビリテーション中で、上記「homeless状態」のいずれかを大会前2年以内に経験した。

4. ホームレスW杯日本代表チームの派遣に伴う選手資格の検討委員会

上記2.の定義は、以下のメンバーで構成される委員会にて検討し、その総意をもって決定した。

<検討委員会メンバー>

稲葉 剛 認定NPO法人ビッグイシュー基金 共同代表
一般社団法人つくろい東京ファンド 代表理事
立教大学 大学院社会デザイン研究科 客員教授

岡田 千あき 大阪大学 大学院人間科学研究科 教授

岡部 茜 大谷大学 社会学部 講師
NPO法人ダイバーシティサッカー協会 理事

白波瀬 達也 関西学院大学 人間福祉学部 教授

鈴木 直文 NPO法人ダイバーシティサッカー協会 代表理事
一橋大学 大学院社会学研究科 教授

蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行
認定NPO法人ビッグイシュー基金 理事
NPO法人ダイバーシティサッカー協会 理事

以上